

津田塾大学 研究費不正使用防止計画

2016年2月19日制定

2021年10月1日改正

2023年8月1日改正

2025年10月1日改正

津田塾大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）をふまえて、以下のとおり「研究費不正使用防止計画」を策定する。

第1節 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止の計画
責任体系に関する認識が不統一である場合、組織としての責任体系が機能しにくくなる可能性がある。	責任者および研究代表者に対し、責任体系を明確に規定したコンプライアンス推進規程を定期的に配付する。
責任者の交代時の引継ぎが不十分だと、後任者の責任体系に関する認識が低下する可能性がある。	責任者の中でも交代頻度の高いコンプライアンス推進責任者（研究科委員長、学部長等）を対象とした周知活動を定期的に行う。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止の計画と取り組み
ルールと実態が乖離していると、そのことが不正の要因となる可能性がある。	ルールに「ムリ」「ムラ」「ムダ」がないかモニタリングと監査により検証する。
個人で獲得した公的研究費について、それが税金等によって賄われているという意識が低いと、ルールに基づかない執行をする可能性がある。	公的研究費の適切な執行・管理に関する研修会を毎年最低1回は開催し、該当する教職員には出席を義務付ける。その際、具体的な違反の実例を提示する。適切な執行・管理に関する誓約書を提出させる。
公的研究費配分機関側のルール変更が生じた際、その変更が十分に認識されない可能性がある。	書面による通知のみならず、説明会等の対面式またはオンライン形式でも周知する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止の計画と取り組み
不正は常に起こり得るものであるというスタンスがないと、不正を発生させる要因を把握する努力を怠る可能性がある。	不正防止計画推進部署（教育研究支援課）と監査部門（内部監査室）が連携し、毎年、不正発生要因の検討を行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止の計画と取り組み
計画的に予算執行がなされないと、年度末に執行が集中してしまう可能性がある。	執行状況の確認を年2回実施し、必要な場合には、指導を行う。
取引業者と研究者が必要以上に密接な関係にある場合、癒着を生み、不正な取引に発展する可能性がある。	一定数量以上の取引がある業者には、不正に加担しないことを誓約させる。また、不正な取引を行った場合には、取引停止の措置を講ずることを十分に周知する。
RA・研究補助者、アルバイトの管理が研究者任せになっていると、不正に発展する可能性がある。	RA・研究補助者に対しては、事務担当者による面談を適宜実施し、勤務状況の確認を行う。 アルバイトに対しては、適切に勤務管理を行う。
出張の事実確認を証明書類（領収書等）のみで実施している場合、カラ出張や水増し請求を防げない可能性がある。	無作為抽出を含め、必要に応じて適宜関係者にヒアリングを行い、確認を行う。
換金性の高い物品の場合、転売する可能性がある。	換金性の高い物品については、備品シールを貼付し、所在を記録する。定期的に現物実査を行う。

第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止の計画と取り組み
不正を相談／通報した者が不利益を恐れて、相談／通報を躊躇する可能性がある。	利害関係のない第三者（教育研究支援課および顧問弁護士）を窓口配置する。窓口は守秘義務を徹底することを、ホームページ等で周知する。

第6節 モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止の計画と取り組み
モニタリングの目的が組織全体で十分に理解されていない場合、モニタリングの実施が形骸化する可能性がある。	コンプライアンス教育において、モニタリングの目的を周知し、組織全体で共有するとともに、コンプライアンス推進責任者や不正防止計画推進部署（教育研究支援課）ならびに協力部署（各学部を担当する事務室）の連携体制を定期的に確認し、日常的なモニタリングが機能する体制を維持する。

以上